

鎌田建設社長

養豚場問題で迷惑を掛けた、ナンクには借金を返済した。今回の太陽光発電は東京電力に繋がる上場企業であり、信頼できる。

関係業者紹介

施主：SPT 合同会社、施工主：東京エネシス、鎌田建設、飛鳥建設、霧島エンジニアリング
前、永水地区公民館長・小濱さん

『確認したい、平成 24 年 11 月 21 日、養豚場断念と 5 項目の要望を了解してもらっている。これを前提とする説明会であるか？』

鎌田氏：そのとおり。

霧島市職員出席者：川東建設部長、池之上都市計画課長、岩元課長、川畑 G 長

データ

太陽光発電所規模 発電所敷地面積：551,500 平方メートル、発電量：41.3 メガワット
送電線距離：6.7 km、予定工期：平成 26 年 8 月～平成 28 年 8 月

Q:市と協議を開始しているか？

A:協議は一切行っていない、挨拶には行った。

Q:現在の協定書には目的外使用の禁止条項がある。丁寧な説明が必要である。

霧島エンジニアリングは平成 22 年 7 月の洪水は鎌田建設に非は無いというレポートを作った会社であることを住民は知っている。

太陽光発電の理屈の説明

ゴルフ場から太陽光発電への用途変更の認可が下りないと着工は出来ない。認可前の 8 月からの仕事は防災の事前工事である。発電所建設の関る樹木の伐採は県の許可後である。1 2 月頃からと想定している。工事は日曜日を除く、毎日、日のある限り行う。

防災計画

本体工事着手前に防災工事を防災計画平面に従い下記施工順序で先行して施工する。

北工区施工

既存コース内に仮調整池 3ヶ所を設置して A 調整池へのシラスの流出を最少にとどめる様に努力する。土工事部については、暗渠管、砂防堤（3ヶ所）を先行して土砂流出を最少にとどめる様に努力する。完成済の A 調整池に土砂流出を最少にとどめて施工して、日常点検を実施し適時搬出を実施する事で下流への流出を最小限にとどめる様に努力する。

仮調整池とは施工中の土砂流出防止目的の沈砂池であって、最終的にはパネルを設置する。三州建設のメガソーラ建設現場でも同様な仮沈砂池があったが機能しなかったことを知っているか？ 想定雨量はどのように考えるか、今回の設計前提は

県が示す降水確率による設計では地元住民は納得しない、平成 22 年 7 月雨量を想定しての設計を求める。地元住民への丁寧な説明に相当する。

現場には霧島市の道路が含まれていることの認識はある。

残地森林の伐採、整地をするのか？

林地開発許可条件を遵守はする確約を求める。

国有林からの土砂流入はけっこうある、

森林管理所署が交付した同意書（国有林内より流出し貴殿の施設に万一被害を与えた場合、当署に責任を求めないこと）を認識しているか？

木佐貫川、手籠川の具体的な濁り防止対策を求める。

ゴルフ場建設は中止したのか？ 中止していない。これから変更申請を行う。

開発行為者は？（株）キリシマである。 工事は飛島建設、

鎌田建設は地域貢献を謳っているが永水地区への貢献は全く無い、迷惑ばかりである。

防災の責任は（株）キリシマにある。

協定書の取扱いについて、県は当事者間で協議すべきとの見解を持つ、霧島市は協定書をどのように扱うか？ 土地の買い戻し権、目的外使用の禁止も記載されている。協定書の扱いは地元自治会と十分な協議を要請する。

県との土地利用協議は為されるであろうが、その前に地域住民、関係団体の同意書をとるか？ 県は同意書は必要では無いと言っているが、地元住民と揉め事にならないように同意を取るべきではないか？ はい。

市に償却資産税 8000 万円が入る、地域のためになると思う

市が地域にくれるはずがない。

県から求める、市から求める条件の上を行くように望む

（株）キリシマと発電会社との位置づけは？

水利組合との覚書の存在は認識し、守る用意はあるか？

想定外の雨、水質汚濁問題、交通問題等が考えられる。工事関係者の窓口設定を求める。

監視カメラ 30 箇所程度設置する。

開発協定書、環境保全協定書の締結を求める。

開発協定書締結は建設部が担当する。

県は土地利用対策要綱に基づく開発協定書を結ぶべきと言っている。

パネル設置場所は？

基本はコース、グリーンは設置する。コース間の木は伐採、整地する場合もある。法面にもパネルを設置する。

グランドキャニオンは？

整地しパネルを置く。

ゴルフ場全体を貸す。

現地の防災は東京エネシスにとっても問題視している。死活問題になる。地域住民と利害関係は一致する。

南工区施工

北工区と同様に既存コース内に仮調整池2ヶ所を設置してD調整池のシラス流出を最少にとどめる様努力する。南工区は、最低部より順次施工し雨水排水計画（別紙図）の施工を進める事で降雨時のシラス流出を最少にとどめる様に努力する

C調整池工

現在A、B、D調整池が完成済であるが、A調整池下流にC調整池を計画予定で今後鹿児島県と協議し規模、容量を決定し施工する。

完成後の土砂流出防止

雨水排水計画、平面図、断面図に基づいてシラスの流出を防止する。

- 傾斜部法面は、セメント改良（ $t=30\text{ cm}\sim 50\text{ cm}$ ）により流出防止する。
- 水平部・外周部は、セメント 30 センチ程度の改良畦畔を適時設置して豪雨によるシラス流出を防止する。
- 防災計画の仮調整池（5ヶ所）は、完成後も調整池としての機能を有しシラス流出を防止する。
- 各調整池の点検を実施し堆砂土を適時搬出し、下流へのシラス流出を最少にとどめる様に努力する。
- 仮調整池とは、沈砂池のイメージ
- C 調整池を検討している

三州建設の現場監督は法面へのパネル設置は強度上問題ありと発言している。

32 度の面にもパネル設置の事例がある。シラス台地への設置実績もある。